

# 役 員 報 酬 規 程

社会福祉法人きたはりま福社会

## 役員報酬規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人きたはりま福社会の定款の規程に基づき法人役員のうち施設長以外の勤務する役員の報酬について、必要な事項を定めるものとする。

### (報酬の支給)

第2条 常勤若しくは非常勤であらかじめ勤務日数、勤務時間等を定め勤務する役員には勤務の報酬として、役員報酬を支給する。

また、理事、評議員及び監事が当法人の定款に規定に基づき開催される理事会、評議員会、監事監査に出席した場合にも、その報酬を支給する。但し、常勤の役員及び施設長には支給しない。

### (報酬額)

第3条 常勤及び非常勤の報酬については、別に定めるところによる。

理事会、評議員会及び監事監査に出席した場合の報酬額は1回につき20,000円を支給する。

### (源泉所得税の取扱い)

第4条 前項の規定により支払う報酬については、源泉所得税を徴収し、所轄の税務署に納付するものとする。

### (報酬の支払方法)

第5条 常勤及び非常勤の報酬の算定期間は月の初日から末日までとする。

2 報酬の支給日は毎月10日とする。その日が休日又は祝祭日にあたる時は、その前日を支給日とする。

3 理事会、評議員会及び監事監査の開催時に支払う報酬についての支払いについては、その都度支払い、受領書を徴するものとする。

### (補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、役員の報酬について必要な事項は理事会において別に定める。

### 附則

この規程は、平成 9年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成20年 5月28日より施行する。

この規程は、平成20年12月10日より施行する。

この規程は、平成29年 6月 7日より施行し、平成29年4月1日より適用する。

別 表

(1) 常勤による勤務の場合

報 酬 表

| 号俸 | 常勤役員    |
|----|---------|
| 1  | 100,000 |
| 2  | 150,000 |
| 3  | 200,000 |
| 4  | 250,000 |
| 5  | 300,000 |
| 6  | 350,000 |
| 7  | 370,000 |
| 8  | 390,000 |
| 9  | 410,000 |
| 10 | 430,000 |
| 11 | 450,000 |
| 12 | 470,000 |
| 13 | 500,000 |
| 14 | 530,000 |
| 15 | 560,000 |
| 16 | 590,000 |
| 17 | 620,000 |
| 18 | 650,000 |
| 19 | 680,000 |
| 20 | 710,000 |

役 員 格 付 基 準 表

| 役職名   | 号俸  |
|-------|-----|
| 理 事 長 | 13号 |
| 副理事長  | 12号 |
| 理 事   | 11号 |

(2) 非常勤で勤務日数、勤務時間等を定め勤務する役員については、別途書面により定める。